

## 目標1 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援

主要な観点の一つに掲げた「困難な立場にある女性への支援」として、特に、母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の自立と社会参画を支援します。

県内の母子家庭世帯は、平成8年からの10年間に約3割増加し、平成18年には約6万9千世帯となっています。母子家庭の母親の多くは、家事、育児、仕事、親子の健康などへの不安と疲労を抱え、厳しい経済状況にある生活を強いられています。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。それは家庭内において行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向にあります。そのため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、重大な被害も発生しています。被害女性の多くは大きな心身のダメージを負い、特に、一時保護や保護命令の発出が必要な状況にある場合には、当面の生活費の確保や将来などへの強い不安を抱かざるを得ません。

いずれも、その背景には、女性の経済的な自立度が低くならざるを得ない男女間の不平等な慣行や固定的な性別役割分担意識があります。困難な状況を強いられる女性にも社会参画の機会が均等に確保されることが、男女共同参画社会の実現には不可欠です。

- ※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関しては、本計画の関連部分を重点的に推進するために、別途「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しています。

### 施策の方向(1) 母子家庭の母親の生活支援

母子家庭世帯の年収は平均で244万円（父子世帯は444万円）、49%の世帯が年収200万円未満と厳しい状況にあります。社会的、経済的、精神的に不安定な状態におかれがちな母子家庭の母親が、自立を進め、家庭生活を安定、向上できるよう総合的な支援を図ります。

また、地域におけるきめ細かな支援を進めるため、女性団体の実践的な活動を促進すると共に、相談、子育て、生活資金などの面での支援を行います。

#### 【具体的施策】

##### ア 母子家庭の母親のための生活支援

<p>① 母子家庭への生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子家庭の母親等の自立を支援する女性団体を育成する。</li> <li>○ 母子家庭の経済的自立を図るため、生活資金の貸付等を行う。</li> <li>○ 母子家庭の母親等が抱える悩みを解決するため、相談ができる窓口の充実及び周知を図る。</li> </ul>	<p>新社会推進部 福祉労働部</p>
---------------------	---	-------------------------

## 施策の方向(2) 母子家庭の母親の就労支援

母子家庭の母親の自立と社会参画を進めるためには、まず、安定した就業が不可欠です。福岡県母子世帯等実態調査（平成19年）によると、母子家庭になった当時は無職であった人の76%が働いており、無職の人も7割以上が就職の意思を持っています。有職者のうち52%は非正規雇用で働いており、安定した生活を可能とする就業に向けた相談、講習会の実施、助成などの支援を行います。

### 【具体的施策】

#### ア 母子家庭の母親のための就労支援

<p>② 母子家庭への就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子家庭の母親等の就業による自立を促進するため、情報提供から相談、就業までの総合的な支援を実施する。</li> <li>○ 母子家庭の母親等の就業を容易にするため、職業訓練および職場適応訓練の実施、家事援助や保育サービスの提供を行う。</li> <li>○ 母子家庭の母親の多くが非正規労働者として働いていることから、正規労働者との均衡を考慮した待遇を事業者に浸透させるなど、適正な就業環境の整備を促進する。</li> </ul>	<p>福祉労働部</p>
---------------------	--	--------------

## 施策の方向(3) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止

配偶者からの暴力を防止するため、より多くの機会を活用し、広く県民に対して、男女がそれぞれの人権を尊重し、いかなる場合も暴力を容認しない意識の醸成や、配偶者からの暴力は、身体的なものだけでなく、精神的、性的なものも含まれることや、被害者の心身のダメージ、厳しい経済状況などに関する正しい理解を進めるとともに、相談窓口や法令の内容や関連する制度についての周知を図ります。配偶者からの暴力を根絶するためには、特に、若い頃から正しい理解を進めることが重要です。若年層でも交際相手からの暴力が起きており、関係機関や団体等との連携を図りながら啓発の充実に努めます。

また、配偶者からの暴力による命に関わる重大な事件も発生しています。早期の発見・相談・保護を図るとともに、保護施設退所後もきめ細かな対応に努めるなど、被害が重大になる前の効果的な防止策の確立が喫緊の課題です。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を一層効果的に進めるためには、関係機関・団体等が広く緊密に連携して問題の解決にあたることが欠かせません。そのため、組織・体制の確立や民間団体の活動を活発化する取組が必要です。

### 【具体的施策】

#### ア 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止

<p>③ 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広い研修、学習、啓発の機会を活用して、配偶者からの暴力に関する正しい理解を促進する。</li> <li>○ 若年層への幅広い広報についての検討を行うとともに、学校等における取組を強化する。</li> <li>○ 被害者支援、加害者対策等のための効果的な施策の研究、検討を行う。</li> </ul>	<p>新社会推進部 教育庁</p>
-------------------------------	---	-----------------------

<p>④ 被害の早期発見と重大な事件を防止する実効ある対応・体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の周知を図る。</li> <li>○ 被害の早期発見のため、医療関係者、民生委員・児童委員、保育所・学校関係者等の理解促進を図る。</li> <li>○ 通報を受けた場合、配偶者暴力相談支援センター及び警察において適切な対応に努めるとともに、連携を強化する。</li> <li>○ 保護命令発出時の適切な対応を行うとともに保護施設退所後のきめ細かな対応に努める。</li> </ul>	<p>新社会推進部 警察本部</p>
---	---	------------------------

**イ 関係機関・団体等との連携強化**

<p>⑤ 関係機関・団体等との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関・団体等で構成する全県及び各地域の連絡会議の組織機能を強化するとともに、連携を強化する研修会等を実施する。</li> <li>○ 市町村の基本計画策定に向けて、関連情報の積極的な提供、助言などの支援を行う。</li> <li>○ 啓発、被害者支援について、民間団体との協働を図るとともに、被害者を支援する団体や支援者の育成を行う。</li> <li>○ 被害者からの苦情を受けた場合、適切かつ迅速に対応する。</li> </ul>	<p>新社会推進部</p>
-------------------------	--	---------------

**施策の方向(4) 配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援**

配偶者からの暴力被害者の多くが、加害者からの報復を恐れたり、自分自身を責めたり、自信を喪失したりする状況にあります。また、相談機関等に相談することについて、周囲の理解が得られていないことから相談をためらうことも考えられます。被害者が相談しやすい身近な相談体制の整備が必要です。

一時保護施設では、被害者の安全を確保しつつ、被害者の心身の回復を図り、自らの力で問題を解決できるように支援することが必要です。また、同伴の子どもも虐待を受けている場合が多く、精神的安定を図るケアや学習機会の確保も必要であり、保護体制の整備、充実を図る必要があります。

一時保護の後に、被害者が自立した新たな生活を始めることを望む場合には、まず、住宅や生活費の確保など、安全・安定した暮らしができる生活基盤を整える必要があります。就業への支援も重要です。

それぞれの段階での支援を充実するためには、相談員や施設職員などの専門的な知識や技術の向上、心理的なケアが不可欠です。また、外国人や障害者等が被害者となった場合の配慮も必要です。

## 【具体的施策】

### ア 相談体制の充実

<p>⑥ 相談体制の充実強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県配偶者暴力相談支援センターの充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化する。</li> <li>○ 市町村の相談窓口の拡充、被害者の精神的な負担を軽減し、迅速に対応するワンストップサービスの推進、配偶者暴力相談支援センターの指定について働きかける。</li> <li>○ 相談員の理解、知識やスキルの向上、心理的ケアを図るとともに、関係機関・窓口の職員を対象とする研修を実施する。</li> <li>○ 外国人等からの相談に対し、情報提供や通訳の手配等、適切な対応に努める。</li> </ul>	<p>新社会推進部 警察本部</p>
--------------------	---	------------------------

### イ 保護体制の充実

<p>⑦ 一時保護体制等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県一時保護所、一時保護委託先、保護施設等の充実に努める。</li> <li>○ 同伴児童の心理的ケア、保育機能及び学習支援の充実に努める。</li> </ul>	<p>新社会推進部</p>
---------------------	---	---------------

### ウ 被害者の自立のための支援

<p>⑧ 被害者の自立のための支援及び被害者の情報保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の住宅の確保を支援する。</li> <li>○ 経済的自立を支援するため、職業訓練の受講機会確保を図り、県母子家庭等就業・自立支援センター及び県子育て女性就職支援センターとの連携を強化する。</li> <li>○ 被害者への給付金や福祉に関する支援制度、司法手続き等について情報提供を行う。</li> <li>○ 保護施設退所後の心理的ケアについて、関係機関等との連携を強化する。</li> <li>○ 自助グループの支援・実施について検討する。</li> <li>○ 関係窓口等における被害者の情報保護と適正な対応を確保する。</li> <li>○ 保護命令が発出された場合、関係機関において、被害者及び加害者に対し、適切な対応を行う。</li> </ul>	<p>企画・地域振興部 新社会推進部 保健医療介護部 福祉労働部 建築都市部 教育庁</p>
---------------------------------	--	--

## 施策の方向(5) 困難な立場にある女性を支援する団体の育成

これまでに学習や啓発活動をとおして、男女共同参画に関する理解を深め、知識を蓄積された団体の皆さんの力を、困難な立場にある女性を支援するための実践活動につなげていただき、地域全体での運動としていくための助成、育成講座等を行います。

また、支援する団体に対し、困難な立場にある女性にとって有用な相談窓口や法令・制度等に関する情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援を行う団体間の交流等を促進します。

### 【具体的施策】

#### ア 困難な立場にある女性を支援する団体の育成

<p>⑨ 困難な立場にある女性を支援する団体の育成等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 母子家庭の母親や配偶者等からの暴力被害者の女性に対し、きめ細やかで実践的な取組により、自立を支援しようとする女性団体を育成する。</li><li>○ 困難な立場にある女性を支援するための活動を行う団体等を対象に、現状や課題、関連法律や制度を学ぶ講座や情報提供を行うとともに、相互のネットワーク化を図る。</li></ul>	<p>新社会推進部 福祉労働部</p>
--------------------------------	---	-------------------------